

紹介手数料について

1. 常勤職員の紹介手数料算定の基礎となる「想定年収」とは、基本給に通勤手当を除く一切の諸手当(所定外労働手当含む)を加算した月給相当額の 12 ヶ月分と、賞与算定基準額に前年度実績賞与支給月数を乗じた賞与想定額を加算した金額とする。但し、年俸制を採用する場合は年俸額とする。

2 非常勤職員の紹介手数料算定の基礎となる「想定年収」とは、時間給相当額に週当たりの稼働時間を乗じた金額の 52 週分とする。

求人者は、紹介された求職者が入社に至った場合、当社に対し、下記の紹介手数料を支払う。紹介手数料は採用決定者毎にこれを決定し、書類にて求人者に明示する。

紹介手数料は、想定年収の 25%(消費税別)とする。

3. 雇用時の契約において非常勤として採用しても、あらかじめ常勤職員となる時期が確定している場合、常勤職員としての紹介手数料がかかる。

4 前項の場合を除き、採用決定者の入社後 3 ヶ月以内に採用決定者の就業形態に変更が生じた場合は、変更後の就業形態に応じて紹介手数料を算出し、求人者はあらかじめ定めた紹介手数料の差額を相手方に支払う。なお、その場合に求人者は、採用決定者の就業形態変更後の条件にて再度発行した書類を予め当社に提出しなければならない。

5 求人者は、本契約の有効中及び本契約の終了後 1 年間について、当社が紹介した求職者を採用しようとする場合は当社にその旨を通知する。当社に通知することなく求職者を採用した場合であっても、契約に基づいた紹介手数料を支払わなければならない。

6 当社は、採用決定者の求人者への入社日以降速やかに紹介手数料の請求書を求人者に発行する。

7. 求人者は、入社日の翌月末までに、当社指定の金融機関口座に紹介手数料を振込む。なお振込手数料は、求人者が負担する。

8. 前各項の条件を適用しない場合は、甲乙間で別に書類を交わす。

株式会社 CoreMore
埼玉医療福祉転職センター